平成２８年（フ）第２２６号
神奈川県横須賀市船越町６丁目68番地14
ガーデンライフ湘南田浦弐番館604
破産者　佐々木和豊
1　決定年月日　平成29年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第２９２号
新潟市西区明田349番地２、前住所新潟市西区明田345番地
破産者　藍木　喜市
1　決定年月日　平成29年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４２０号
新潟市北区嘉山４丁目15番21号　レオパレスグランシャリオ101号
破産者　廣川　邦彦
1　決定年月日　平成29年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５５号
島根県出雲市斐川町沖洲2871番地２　ソフィアＡ－203
破産者　伊藤　清之
1　決定年月日　平成29年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第２２６号
高知市東石立町81番地　市住164号
破産者　上野　建男
1　決定年月日　平成29年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３３６号
鹿児島市桜ヶ丘５丁目８番地２、開始決定時の住所鹿児島市宇宿５丁目12番29号
破産者　坂本　秀一
1　決定年月日　平成29年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４６２号
熊本市中央区国府３丁目６番３号　太陽マンション203、前住所熊本市中央区岡田町６番５号　第２北岡ハイツ102号
破産者　山野　有子
1　決定年月日　平成29年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４８９号
熊本市南区近見４丁目13番１号　902
破産者　髙木　康徳
1　決定年月日　平成29年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１４８号
北海道旭川市西神楽北１条３丁目231番地の66、申立時の住所北海道旭川市春光１条９丁目９番15号　テレパレス旭川春光２号棟234号室
破産者　柳瀬　大輔
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８４号
福島県郡山市並木５丁目７番地の17　セジュールいわた103号
破産者　鈴木　広信
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第３３６号
北海道旭川市豊岡６条７丁目４番25号、開始決定時の住所茨城県那珂市菅谷2311番地２
破産者　島中　繁利
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第４８号
長野県上伊那郡南箕輪村6307番地５
破産者　關　　昭夫
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所伊那支部

平成２８年（フ）第２６４号
愛知県安城市和泉町庄司作３番地15、破産開始決定時の住所愛知県安城市東栄町５丁目10番地４セシールＡ－101
破産者　山田　一夫
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第４４７号
京都市山科区小山小川町11番12番合地の１
破産者　岩田　　哲
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６７７号
京都市山科区東野八反畑町58番地の14
破産者　大石真智子
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１１１１号
京都府城陽市寺田林ノ口11番地の191
破産者　亀岡　孝次
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１１３７号
京都府八幡市男山松里７番地14　男山マンション205、前住所京都府八幡市八幡柴座11番地の１　柴座ハイツ103
破産者　佐川　拓志
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２１号
広島市佐伯区楽々園４丁目１番３－401号第二植木コーポ（開始決定時の住所　山口県岩国市山手町３丁目60番１－207号）
破産者　山根　和典
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部